

申請手数料表

株式会社 確認サービス
URL <http://www.kakunin-s.com>

■性能評価手数料（非課税）

（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の2の3第3項第四号の規程による）

（表-1）

単位：円

指定性能 評価機関の 指定区分 (平成11年建設省 令第13号、第59 条による区分)	性能分野	評価の内容		手数料
第二号の二	構造 安全性能	建築基準法第20条 第1項第一号の認 定（同条同項第二 号口、第三号口、第 四号口に掲げる場 合を含む。）に係る 評価	床面積の合計が500㎡以内のもの	510,000
			床面積の合計が500㎡を超え、 3,000㎡以内のもの	820,000
			床面積の合計が3,000㎡を超え、 10,000㎡以内のもの	1,230,000
			床面積の合計が10,000㎡を超え、 50,000㎡以内のもの	1,530,000
			床面積の合計が50,000㎡を 超えるもの	2,050,000
			特定天井を有する場合の加算	510,000
第二十一号の 二～六		令第139条第1項第三号又は第四号口の認定に係る評価	820,000	
		令第140条第2項の認定に係る評価		
		令第141条第2項の認定に係る評価		
		令第143条第2項の認定に係る評価		
		令第144条第1項第一号口又はハ(2)の認定に係る評価	820,000	
(備考) ・法20条第1項第一号の認定に係る評価のうち、既に評価を受けた構造方法等の計画の変更にかかる評価にあつては、床面積の合計は当該変更に係る部分について算定するものとする。 ・既に構造方法等の認定を受けた構造方法等の軽微な変更であつて、国土交通大臣が安全上支障がないと認めるものの認定を受けようとする場合は、上記に掲げる額の1/10の額とする。（取扱いは別紙による）				

- 審査の途中での取り下げによる手数料の返金はしません。
- 委員会にて審査中に、重要な設計変更があつた場合、取り下げとなる場合があります。
- 審査終了後に重要な設計変更を行った場合、本審査結果が無効となる場合があります。
- 受付委員会にて受付保留又は受付できない旨の判断があつた場合でも、
上記手数料の半額を受付委員会開催に係つた費用等として請求します。

■既に構造方法等の認定を受けた構造方法等の軽微な変更の手数料額算定の考え方

建築基準法第20条第1項第一号の認定に係る性能評価における軽微な変更の手数料については、次の(1)から(3)までの規定で算定する。なお、(1)のいずれかの項目が1項目でも軽微でない通常変更に該当する場合(例えば、すべての免震材料を異なる材料に変更する、すべての柱断面を危険側に変更する等)は、従前の運用のとおり、1申請の通常変更とする。また、工作物の認定に係る性能評価における軽微な変更の手数料についても同様とする。

(1) 変更する部位、部材を次の①から④までのカテゴリーに区分する。

区 分	部位、部材	説 明
軽微な変更区分 ①	柱、大梁、耐力壁、ブレース、 柱梁接合部に関する部分	例えば、柱の継手位置変更も①に該当、 柱頭免震の1階柱は①に該当
軽微な変更区分 ②	免震材料、制振部材その他これら に類する特殊な装置に関する部分	例えば、免震材料の取付部も②に該当
軽微な変更区分 ③	基礎、杭、地盤改良に関する部分	例えば、基礎梁開口は③に該当
軽微な変更区分 ④	①から③までに示す部分以外の 部分	例えば、次のような部分 ・スラブ、間柱、小梁、非耐力壁、外装材、 擁壁、屋根板、塔屋、設備架台等の 2次部材に関する部分 ・意匠上の算定方法の変更による床面積、 建物高さの変更、柱状図の変更 ・その他、変更に関する検討を部会等で 審査するのみで、別添(部材等)が 変わらない変更

(2) 変更する部位、部材について、(1)の各区分に該当する部位、部材が1つでもあれば、該当する区分数を申請数とする。1申請分の手数料に当該申請数を乗じた額を手数料とする。なお、1申請分の手数料は、従前どおり、申請建築物の延べ面積に応じた手数料額の1/10とする。

(3) 例えば、次の条件の内容について、(1)及び(2)の規定を適用して軽微な変更を申請する場合は、(1)の①及び②に該当し、「延べ面積に応じた手数料額×1/10 × 2申請 = ¥1,210,000 × 1/10 × 2 = ¥242,000」となる。

- ・建築物の延べ面積：8000m²
- ・柱2本の断面を変更(1)の①に該当)
- ・免震材料取付部のアンカーボルト径を変更(1)の②に該当)